

副 議 長 休憩を解いて再開します。 (10時35分)

日程第9「議案第11号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第11号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第11号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。今回の改正の主な内容でございます。懲戒に係る権限の濫用禁止に関する条項の削除や、子ども・子育て支援法などの一部改正により、条項の一部を改正するものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。まず、子ども・子育て支援法の一部改正により、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたため、同条を引用している規定中にある新旧対照表の1ページ目の第4条から16ページ目の第52条第3項まで、それから17、18ページの附則までの各所にございます引用条項につきまして、法第19条第1項第1号とあるのを法第19条第1号に、法第19条第1項第2号とあるのを法第19条第2号に、法第19条第1項第3号とあるのを法第19条第3号

に、法第19条第1項各号とあるのを法第19条各号に、そして同項第3号とあるのを同条第3号にそれぞれ改めるものです。

恐れ入ります、6ページを御覧ください。認定こども園法の一部改正によりまして、引用している法律の項ずれによりまして、規定中の第15条第1項第2号中、同条第11項を同条第10項に改めます。

学校教育法の一部改正によりまして、法第25条に第2項及び第3項が新設されたことから、同条を引用している規定中の第15条第1項第3号中、第25条を第25条第1項に改めるものです。

また、児童福祉法の一部改正による主務大臣の変更に伴い、規定中の第15条第1項第4号中及び12ページにございます第44条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣にそれぞれ改めるものです。

恐れ入ります、7ページを御覧ください。民法等の一部を改正する法律により、民法第822条が削除され、関係法令におきまして懲戒が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止につきまして規定している第26条を削除するものです。

次に、12ページを御覧ください。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、第48条中「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。なお、参考資料2といたしまして、2月15日全員協議会の際、御説明させていただきました資料を添付してございます。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第11号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。